

# あいち暮らしっく

2014年  
No.106

私たち一人ひとりが、適切な判断をし、かしい消費行動をとれる、自立した『消費者市民』になるためには、商品・サービスの購入や利用にあたって、事故や被害を回避し、よりよい商品やサービスを選択する能力を持つことが必要です。今回はエステティックサービスのトラブル事例から、学びましょう。

## きれいになりたいから契約!?…でもちょっと待って!!

### エステのトラブルあるある編

#### 事例① 無料体験を軽い気持ちで…

街頭でもらった  
エステの無料体験  
チケット



ラッキー!!  
試みに受けて  
みよう♡

体験のあと入会を熱心に勧められ…



このままでは  
お肌が大変な  
ことに…

今なら特別  
キャンペーンで  
10万円引き

契約!!

家に帰ってよく考えてみたら…

やっぱり  
支払いはムリ~



「契約を取り消したい!!」

#### 事例② 格安サービスのつもりで…

チラシを見て



やすーい♡♡  
申し込もう!

店に行ってみると別のコースを勧められ…



それでは  
足りないわ

私きれいになれる!

きれいになるなら  
こちらのコースよ!

安い  
ものよ!!

結局契約、  
年間50万円!!

施術が始まったけれど…

仕事が忙しくて  
通えない

休日は予約も  
とりづらい



通えないのに、毎月、クレジットの引き落としが…「もうやめたい!!」

? お店に断りに  
行くのは嫌だな… ?

? なんて言って  
断ればいい? ?

? サービスの  
途中で  
やめられるの? ?

? クレジット契約  
したけど  
解約できる? ?

契約したエステサービスが  
特定継続的役務提供にあたる場合は

クーリング・オフまたは中途解約ができます!

次の  
ページへ